【抜粋版】

永年勤続単位民生委員児童委員協議会会長表彰要領

1. 主　　旨

民生委員・児童委員活動の要である単位民児協の会長（現行制度は平成 12 年６月７日より発足。それ以前の名称は民児協総務）の重責を永年にわたり、勤続されてこられた民生委員・児童委員を表彰し、単位民児協活動の強化発展に資するとともに、その業績を讃える。

2. 表　彰　者

全国民生委員児童委員連合会会長

3. 表彰の対象

⑴ 現在、民生委員・児童委員の職にあって、民生委員法第 25 条に定める単位民児協会長（現行制度は平成 12 年 6 月 7 日より発足。それ以前の名称は民児協総務）とし、在任期間が前年度の 11 月 30 日において通算 14 年以上である民生委員・児童委員を対象とする。

なお、法改正前の民生委員法第 25 条に定められた民協総務の在任期間を通算するものとする。

⑵ 現在は、単位民児協会長（現行制度は平成 12 年 6 月 7 日より発足。それ以前の名称は民児協総務）でない民生委員・児童委員でも過去において会長（現行制度は平成 12 年 6 月 7 日より発足。それ以前の名称は民協総務）の在任期間が通算 15 年以上にわたる場合は表彰の対象とする。

⑶ すでに永年勤続単位民生委員児童委員協議会会長表彰（平成 11 年度までは永年勤続民生委員児童委員協議会総務表彰）を受けた者は、表彰の対象から除く。

4. 推　　薦

都道府県・指定都市民児協会長または同社協会長は推薦調書を点検し、通算年数、氏名等不備のないことを確認して全民児連会長に推薦すること。

5. 決定および授与

⑴ 全民児連総務部会表彰審査委員会において決定する。

⑵ 被表彰者に対する表彰状は原則として、都道府県・指定都市民児協会長による伝達表彰とする。

6. そ の 他

都道府県・指定都市の被表彰代表者１名が全国民生委員児童委員大会式典に参加する場合は、全国大会参加者の割当人数に含むものとする。

平成 16 年 2 月 27 日一部改正、4 月 1 日施行
平成 19 年 12 月 11 日一部改正、同日施行
平成 28 年 9 月 13 日一部改正、平成 29 年 4 月 1 日施行

永年勤続単位民生委員児童委員協議会役員表彰要領

１．主　　旨

永年民生委員・児童委員として、地域における民児協組織活動の運営に寄与した者に対し表彰を行い、その功労を讃える。

２．表　彰　者

全国民生委員児童委員連合会会長

３．表彰の対象

次の各号の一に該当する者。

⑴　民生委員法施行令第 11 条第２項に該当する者（会長【現行制度は平成 12 年６月７日より発足。それ以前は民協総務】の職務を代理する者）であって、その在任期間が前年度の 11 月 30 日において通算 17 年以上の民生委員・児童委員。

⑵　民生委員法施行令第 11 条第２項に該当する職と民生委員法第 25 条に定める単位民児協会長（現行制度は平成 12 年６月７日より発足。それ以前は民協総務）の職の通算の在任期間が前年度の 11 月 30 日において 17 年以上の民生委員・児童委員。

⑶　過去において、民生委員法施行令第 11 条第２項に該当する職の在任期間が 18 年以上の民生委員・児童委員、または民生委員法施行令第 11 条第２項に該当する職と民生委員法第 25 条に定める単位民児協会長（現行制度は平成 12 年６月７日より発足。それ以前は民協総務）の職の通算の在任期間が 18 年以上の民生委員・児童委員。

⑷　次の各号の一に該当する者は表彰の対象から除くものとする。

①すでに永年勤続単位民生委員児童委員協議会会長表彰（平成 11 年度までは永年勤続民生委員児童委員協議会総務表彰）を受けた者。

②すでに、永年勤続単位民生委員児童委員協議会役員表彰(平成 28 年度までは永年勤続民生委員・児童委員功労表彰)を受けた者。

③当該年度に永年勤続単位民生委員児童委員協議会会長表彰を受ける者。

４．推　　薦

都道府県・指定都市民児協会長または同社協会長は推薦調書を点検し通算年数、氏名等不備のないことを確認して全民児連会長に推薦すること。

5. 決定および授与

⑴ 全民児連総務部会表彰審査委員会において決定する。

⑵ 被表彰者に対する表彰状は原則として、都道府県・指定都市民児協会長による伝達表彰とする。

平成 16 年 2 月 27 日一部改正、4 月 1 日施行
平成 16 年 9 月 16 日一部改正、同日施行
平成 19 年 12 月 11 日一部改正、同日施行
平成 28 年 9 月 13 日一部改正、平成 29 年 4 月 1 日施行
令和 3 年 3 月 10 日一部改正、同日施行

民生委員・児童委員功労者表彰要領

１．主　　旨

永年民生委員・児童委員として地域の福祉向上のために尽くされ、かつ功績顕著な方々に対し、会長表彰をもってその功績を讃える。

２．表　彰　者

全国民生委員児童委員連合会会長

３．表彰の対象

⑴現在、民生委員・児童委員の職にあって、在任期間が前年度 11 月 30 日において通算 20 年以上の者。

⑵次の各号の一に該当する者は表彰の対象から除くものとする。

①すでに民生委員・児童委員功労者表彰を受けた者

② 平成 28 年度以前に、永年勤続民生委員・児童委員表彰を受けた者

４．推　　薦

都道府県・指定都市民児協会長または同社協会長は推薦調書を点検し、通算年数、氏名等不備のないことを確認して全民児連会長に推薦する。

５．決定および授与

⑴全民児連総務部会表彰審査委員会において決定する。

⑵被表彰者に対する表彰状は、原則として都道府県・指定都市民児協会長による伝達表彰とする。

平成 28 年 9 月 13 日制定、平成 29 年 4 月 1 日施行

永年勤続民生委員・児童委員表彰要領

１．主　　旨

永年民生委員・児童委員として地域の福祉向上のために努力されている方々に対し、会長表彰をもってその功績を讃え今後の発展に資する。

２．表　彰　者

全国民生委員児童委員連合会会長

３．表彰の対象

(1)現在、民生委員・児童委員の職にあって、在任期間が前年度 11 月 30 日において通算 10 年以上の者。

(2)すでに永年勤続民生委員・児童委員表彰を受けた者は、表彰の対象から除く。

４．推　　薦

都道府県・指定都市民児協会長または同社協会長は推薦調書を点検し、通算年数、氏名等不備のないことを確認して全民児連会長に推薦すること。

５．表　彰　方　法

(1) 全民児連総務部会表彰審査委員会において決定する。

(2) 被表彰者に対する表彰状は原則として、都道府県・指定都市民児協会長による伝達表彰とする。

平成 16 年 2 月 27 日一部改正、4 月 1 日施行
平成 28 年 9 月 13 日一部改正、平成 29 年 4 月 1 日施行